

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう。

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和7年10月03日	回転翼航空機（ＪＡＯ２ＦＤ：あたご）耐空証明検査前整備における追加整備（機上気象レーダー）	14,564,000		14,564,000	総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
002	令和7年10月23日	回転翼航空機（ＪＡ９１１Ａ：ひえい）耐空証明検査前整備	63,129,000		58,366,000	総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
003	令和7年11月18日	回転翼航空機（ＪＡ９１１Ａ：ひえい）耐空証明検査前整備における追加整備	32,142,000		32,142,000	総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
004	令和8年02月20日	回転翼航空機（JA911A：ひえい）用部品（ICSパネル）の購入について	9,680,187		9,680,187	総務部施設課	エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
005	令和7年10月21日	京都市消防局本部庁舎 地下２階ＣＶＣＦ用（No.2）蓄電池更新委託	35,970,000		35,970,000	総務部施設課	株式会社G Sユアサ	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
006	令和7年10月07日	衛星地球局改修業務委託	109,780,000		109,780,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社 京都支店	政令第１１条第１項第２号	物品			
007	令和7年10月07日	消防通信基幹ネットワーク改修業務委託	760,100,000		760,100,000	消防局警防部情報指令課	日本電気株式会社 京都支店	政令第１１条第１項第２号	物品			
008	令和7年10月10日	ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）改修業務委託	17,490,000		17,490,000	消防局警防部情報指令課	三菱電機株式会社 関西支社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
009	令和7年12月08日	周山無線中継所非常用電源設備等更新工事委託	88,900,900		88,900,900	消防局警防部情報指令課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
010	令和8年01月19日	ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）操作卓移設業務委託	21,917,500		21,917,500	消防局警防部情報指令課	西菱電機株式会社 大阪支社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
011	令和8年01月20日	比叡山・東部山間無線中継所空調設備更新委託	9,086,000		9,086,000	消防局警防部情報指令課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
012	令和8年01月20日	ヘリコプターテレビ電送システム操作卓移設業務委託	35,200,000		35,200,000	消防局警防部情報指令課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
013	令和8年02月12日	消防出張所等消防電話ゲートウェイ装置更新委託	16,280,000		16,280,000	消防局警防部情報指令課	NTT西日本株式会社 京都支店	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			
014	令和7年12月10日	令和８年京都市消防出初式市民パレード参加者送迎バスの庸車	1,346,400		1,346,400	消防局自主防災推進	ヤサカ観光バス株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号	物品			
015	令和8年02月27日	京都市消防局勤務実績集計システム機能追加改修	14,850,000		14,850,000	消防局総務部人事課	アイビーソリューション株式会社	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号	物品			

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A O 2 F D：あたご）耐空証明検査前整備における追加整備（機上気象レーダー）
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和7年10月3日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和7年10月24日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
14,564,000円
- 7 契約内容
耐空証明検査前整備における追加整備（機上気象レーダー）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、本市が運航する回転翼航空機「A S 3 6 5 N 3 型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「A S 3 6 5 N 3 型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A 9 1 1 A：ひえい）耐空証明検査前整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和7年10月23日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和8年1月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
 - (1) 契約変更前金額
63,129,000円
 - (2) 契約変更後金額
58,366,000円
- 7 契約内容
回転翼航空機耐空証明検査前整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。

また、当市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。

さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプター

ズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（J A 9 1 1 A：ひえい）耐空証明検査前整備における追加整備
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和7年11月18日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和8年1月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目10番1号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
32,142,000円
- 7 契約内容
耐空証明検査前整備における追加整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第2条の2の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、当市が運航する回転翼航空機「AS365N3型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第20条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要があり、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「AS365N3型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
回転翼航空機（JA911A：ひえい）用部品（ICSパネル）の購入について
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和８年２月２０日
- 4 履行期限
令和８年３月３１日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木六丁目１０番１号
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社 カスタマーサポート部
- 6 契約金額（税込み）
９，６８０，１８７円
- 7 契約内容
回転翼航空機（JA911A：ひえい）用部品（ICSパネル）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
航空機の整備を業務として行うには、航空機製造事業法第２条の２の規定による経済産業大臣の許可が必要となる。
また、当市が運航する回転翼航空機「ＡＳ３６５Ｎ３型」の整備及び整備後の検査の能力については、航空法第２０条の規定による国土交通大臣の認定が必要となる。
さらに、回転翼航空機は機体の特殊性から、機種によって整備に必要な技術が異なるほか、機体部品に関しても航空法において「航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない」と規定されている。この耐空証明を維持するためには、航空機整備マニュアルに定められた期間及び手順に従い点検整備を実施する必要がある、定期点検整備による交換部品や不具合発生等により交換の必要が生じた部品についても、製造者が定める部品を使用しなければならない。
エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社は、経済産業大臣の許可及び国土交通省の認定を満たす事業場であり、かつフランス国エアバス・ヘリコプターズ社（「ＡＳ３６５Ｎ３型」の製造者）が認定する日本国内における唯一の整備工場であるとともに、エアバス・ヘリコプターズ社製機体及び機体部品を購入することができる輸入販売代理店でもあることから、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を選定するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市消防局本部庁舎 地下2階C V C F用 (No. 2) 蓄電池更新委託
- 2 担当所属名
消防局総務部施設課
- 3 契約締結日
令和7年10月21日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1番地
株式会社G S ユアサ 京都営業所
- 6 契約金額 (税込み)
35,970,000円
- 7 契約内容
京都市消防局本部庁舎 地下2階C V C F用 (No. 2) 蓄電池更新

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

消防局本部庁舎地下2階に設置されているC V C F用 (No. 2) 蓄電池が期待寿命に達していることから、複数の単電池電圧が基準値よりも低下している。同蓄電池は、局本部庁舎が停電の際、自家発電機作動までの間及び何らかの原因により自家発電機が作動しなかった場合に、119番受信等の消防指令システム機器、防災情報関連機器及び京都市全体の情報関連機器等へ電力を供給するためのものであり、消防警備、防災機能及び市民生活にとって極めて重要な設備である。そのため、本蓄電池の更新は、速やかに実施する必要がある。

同蓄電池及び電源設備はG S ユアサ製であり、同社は設備の構造及び作業手順等を熟知し、作業に伴う停電等の危険を回避しながら実施が可能である。また、同社製品を取扱い、早期に対応可能な業者は「G S ユアサ」以外にないため、同社と契約するもの。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
衛星地球局改修業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和7年10月7日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
109,780,000円
- 7 契約内容
本市が設置している衛星地球局設備に関して、一般財団法人自治体衛星通信機構は運用する地球衛星通信ネットワークの第3世代化に伴い必要となる改修の設計、試験、調整及び整備業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
衛星地球局は、消防局本部庁舎と京都府庁、総務省消防庁等をつなぐ情報伝達網である地域衛星通信ネットワークに接続しており、当該衛星地球局に障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、本委託業務においては、運用に対する影響を最小限に抑えて改修する必要がある。
本委託業務を実施するためには、本市の運用特性等を踏まえ本市仕様として整備された、当該衛星地球局のハードウェア、制御プログラム等を全て理解し熟知したうえで作業する必要がある。
当該衛星地球局を設計、製作し、ハードウェア、制御プログラム等を整備した事業者以外から調達する場合は、他社が整備した、一般的でなく高度かつ特異なハードウェア、制御プログラム等を、完全に理解させる必要があり、既整備事業者と比べて調達費用が著しく多額となり、かつ、障害発生時の復旧が困難になるおそれがある。
以上のことから、既整備事業者以外から調達をしたならば既衛星地球局の運用及び本契約の適切な履行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、地方特例政令第11条第1項第2号による随意契約とする。

9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防通信基幹ネットワーク改修業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和 7 年 1 0 月 7 日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7 6 0, 1 0 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
本市が主として消防救急デジタル無線システムのアプローチ回線として使用する消防通信基幹ネットワークに関して、必要となる改修の設計、試験、調整及び整備業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
消防通信基幹ネットワークは、消防局本部庁舎と各無線中継所を結び、出動指令や高所カメラ映像等を送受信するための情報伝達網で、当該ネットワークに障害が発生した場合、安心・安全な市民生活に甚大な影響を及ぼすため、本委託業務においては、運用に対する影響を最小限に抑えて改修する必要がある。
本委託業務を実施するためには、本市の運用特性等を踏まえ本市仕様として整備された、当該ネットワークのハードウェア、制御プログラム等を全て理解し熟知したうえで作業する必要がある。
当該ネットワークを設計、製作し、ハードウェア、制御プログラム等を整備した事業者以外から調達する場合は、他社が整備した、一般的でなく高度かつ特異なハードウェア、制御プログラム等を、完全に理解させる必要があり、既整備事業者と比べて調達費用が著しく多額となり、かつ、障害発生時の復旧が困難になるおそれがある。
以上のことから、既整備事業者以外から調達をしたならば既ネットワークの運用及び本契約の適切な履行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、地方特例政令第 1 1 条第 1 項第 2 号による随意契約とする。
- 9 根拠法令

☐ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☒ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）改修業務委託

2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

3 契約締結日

令和7年10月10日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪市北区大深町4番20号
三菱電機株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

17,490,000円

7 契約内容

本市が設置している衛星地球局設備に関して、一般財団法人自治体衛星通信機構が運用する地域衛星通信ネットワークの第3世代化に伴い必要となるヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）改修の設計、試験、調整及び整備業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

ヘリサットは回転翼航空機と消防局本部庁舎間を、通信衛星を介して伝送回線を構築し、俯瞰映像を消防本部へ伝送する衛星通信システムである。

本業務委託を行うためには、アンテナや送信機等の各機器の設計、調整等が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。

三菱電機株式会社は、本市のヘリサットを独自に設計・開発し、機器構成及びシステム構成等の情報は排他的権利として同社及び系列会社である三菱電機株式会社が有し一般に公開しておらず、本業務委託における設計、試験、調整及び整備については、三菱電機株式会社のみが履行可能である。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
周山無線中継所非常用電源設備等更新工事委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和7年12月8日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
88,900,900円
- 7 契約内容
京都府南部消防指令センターを整備するにあたり、周山無線中継所に設置の非常用電源設備が、経年劣化により消防通信に支障を来すおそれがあるため更新するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
無線中継所の非常用電源設備は多重無線ネットワークの一部として、消防局本部庁舎における警報表示や始動、停止させるリモート制御など、多重無線を介した独自の監視制御システムを構築しており、更新には当該システムへの接続情報が必要となる。
また、非常用電源設備の更新に伴う電気設備の設置には、建設業法上の電気工事の許可が必要となる。
監視制御システムは、日本電気株式会社が設計、開発及び製造したものであり、設計図書、接続情報等は、系列会社であるNECネットエスアイ株式会社のみで共有されており、一般には開示されていない。
非常用電源設備の監視制御システムとの接続を行い、かつ建設業法上の電気工事の許可を有するのはNECネットエスアイ株式会社のみであり、当該業者に履行可能な業者が限定されることから、同社を選定するもの。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

☐地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）操作卓移設業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和8年1月19日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区堂島2丁目4番27号
西菱電機株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
21,917,500円
- 7 契約内容
本市が運用するヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）に関して、操作卓の移設に必要な設計、試験、調整及び整備業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ヘリサットは回転翼航空機と消防局本部庁舎間を、通信衛星を介して伝送回線を構築し、俯瞰映像を消防本部へ伝送する衛星通信システムである。
本業務委託を行うためには、当該システムを操作する設備の設計、調整等が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。
ヘリサットは、三菱電機株式会社が独自に設計・開発したもので、機器構成及びシステム構成等の情報は、排他的権利として同社及び系列会社である西菱電機株式会社が有し一般に公開しておらず、本業務委託における設計、試験、調整及び整備については、西菱電機株式会社のみが履行可能である。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

比叡山・東部山間無線中継所空調設備更新委託

2 担当所属名

消防局警防部情報指令課

3 契約締結日

令和8年1月20日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和9年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店

6 契約金額（税込み）

9,086,000円

7 契約内容

京都府南部消防指令センターを整備するにあたり、比叡山無線中継所及び東部山間無線中継所に設置の空調設備が、経年劣化により消防通信に支障を来すおそれがあるため更新するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

無線中継所に設置している空調設備は、無線通信等の重要機器が季節及び日々の温度変化により故障するのを防ぐため温度調節を行っており、消防局本部においても、空調設備の故障等の異状を検知し、警告で知らせ、機器の運転・停止を遠隔制御で行えるよう、多重無線監視制御系ネットワークシステムに接続し、監視、管理を行っている。同ネットワークシステムに接続されている他の機器に影響を与えずに更新するには、その機器構成・システム構成等についての技術情報を認識していなければ行えない。また、同空調設備はネットワークシステムの一部として納入されたもので、機器構成・システム構成等は開発した者のみが保有している特殊な技術情報であり、他の業者では実施することが不可能である。

このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、NECネットエスアイ株式会社を契約の相手方とする。

9 根拠法令

☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ヘリコプターテレビ電送システム操作卓移設業務委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和8年1月20日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
35,200,000円
- 7 契約内容
本市が運用するヘリコプターテレビ電送システムに関して、操作卓の移設に必要となる設計、試験、調整及び整備業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ヘリコプターテレビ電送システムは、ヘリコプターから電送される信号を自動的に追尾し受信し、災害現場の状況を、通信衛星ネットワーク等を活用し、当局はもとより、内閣府（官邸）、総務省消防庁、京都府及び他都市の消防本部にも配信する基幹設備である。
本業務委託を行うためには、当該システムを操作する設備の設計、調整等が必要であり、構成及び非公開の技術情報などを把握し、認識していなければ整備することができない。
当該システムは、日本電気株式会社が独自に設計・開発したもので、機器構成及びシステム構成等の情報は、一般に開示されていない。令和5年4月1日から、ヘリコプターテレビ電送システム事業がグループ会社のNECネットエスアイ株式会社に業務移管され、その技術や情報は当該業者のみが所有することとなったため、本業務委託における設計、試験、調整及び整備については、NECネットエスアイ株式会社のみが履行可能である。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
消防出張所等消防電話ゲートウェイ装置更新委託
- 2 担当所属名
消防局警防部情報指令課
- 3 契約締結日
令和8年2月12日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
N T T 西日本株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
16,280,000円
- 7 契約内容
消防出張所等に設置している電話設備のうち、消防電話ゲートウェイ装置（平成21年製造）が、経年劣化により消防通信に支障を来すおそれがあるため更新するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
現在当局において運用している電話設備は、公衆網に接続する電話交換機、消防局本部庁舎と各消防署所等を閉域通信網として結ぶS I Pサーバ及び消防電話ゲートウェイ装置で構成しており、これらを一体的に運用できるようシステム構築している。
消防電話ゲートウェイ装置の更新を行うには、既存のS I Pサーバと接続し運用できる機能を有した機器でなければならず、システムの一部として機能するよう接続調整を行う必要がある。
既存のS I Pサーバと接続調整を行うには、回線の接続制御を行っている制御プログラム等のソフトウェアの設定作業が必要となるが、ソフトウェアに関する技術情報は一般に公開されていない。これらの技術情報を保有している業者は当局にS I Pサーバ及び消防電話ゲートウェイ装置を納入した業者のみであり、他の業者では実施することが不可能である。
このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、N T T 西日本株式会社を契約の相手方とする。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項 (地方自治
法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和8年京都市消防出初式市民パレード参加者送迎バスの庸車
- 2 担当所属名
消防局自主防災推進
- 3 契約締結日
令和7年12月10日
- 4 履行期間
令和8年1月11日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽南塔ノ本町21
ヤサカ観光バス株式会社 取締役社長 糸田晃稔
- 6 契約金額（税込み）
・1,346,400
- 7 契約内容
 - (1) 委託業務等名
令和8年京都市消防出初式市民パレード参加者送迎バスの庸車
 - (2) 契約の相手方
京都府京都市南区上鳥羽南塔ノ本町21
ヤサカ観光バス株式会社 取締役社長 糸田晃稔
 - (3) 履行期間
令和8年1月11日まで
 - (4) 契約金額
¥1,346,400
(うち消費税及び地方消費税額 ¥122,400)
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
競争入札に付し落札者がなかったため。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由

2 社の見積額から、ヤサカ観光バス株式会社に選定

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市消防局勤務実績集計システム機能追加改修
- 2 担当所属名
消防局総務部人事課
- 3 契約締結日
令和8年2月27日
- 4 履行期間
契約日の翌日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
福井県福井市今市町66-20-2 ベルテクス福井本部ビル4階
アイビーソリューション株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,850,000円
- 7 契約内容
給与支給事務の更なる効率化を図るため、既存の京都市消防局勤務実績集計システムにおいて、改修業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムは、アイビーソリューション株式会社が開発したパッケージシステムであり、同社以外が既存の機能を損なうことなく改修を行うことができないため、他者との競争が成立せず、競争入札に適さないため、アイビーソリューション株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
☒ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
☐ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり